

# 令和7年度第2回理事会 議案書

令和8年3月11日（水） 午前10時



公益財団法人長野県国際化協会

公益財団法人 長野県国際化協会  
令和7年度第2回理事会次第

日 時 令和8年3月11日(水)  
午前10時  
場 所 長野県経営者協会 第二会議室

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 報告事項

(1) 報告事項1 消費税無申告に係る納税対応等について

(2) 報告事項2 職務執行状況について

(3) 報告事項3 基本財産の運用状況について

5 議 事

(1) 第1号議案 公益充実資金取扱規程の制定について

(2) 第2号議案 公益充実資金に係る対象公益充実活動及び充当計画の決定に  
ついて

(3) 第3号議案 令和8年度事業計画の承認について

(4) 第4号議案 令和8年度収支予算、資金調達及び設備投資の承認について

(5) 第5号議案 令和7年度財政援助団体等の監査の結果に対する措置等に  
ついて

6 閉 会

## 報告事項（1）

長野県から受託運営する「長野県多文化共生相談センター」に係る消費税無申告に係る納税対応等について 【※黒字：再掲、青字：確定事項、赤字：予定】 追記

### 1. 経過

- ・ 09/ 1(月) …… 監査委員事務局事務調査
- ・ 09/ 5(金) …… 監査専門委員からの消費税納税義務に係る確認助言
- ・ 09/ 9(火) …… 所管課（県民文化部県民政策課）へ報告
- ・ 09/16(火) …… 当協会監事経由で紹介の会計事務所（税理士）へ相談
- ・ 09/22(月) …… 外国人受入環境整備交付金元の出入国在留管理庁へ確認
- ・ 09/24(水) …… 所管課（県民文化部県民政策課）と対応協議
- ・ 09/30(火) …… 所管課（県民文化部県民政策課）から税務署相談への指示
- ・ 10/ 1(水) …… 長野税務署相談
- ・ 10/10(水) …… 理事長へ状況報告、同日会計事務所へ依頼
- ・ 10/15(水) …… 理事長対応協議(役員への報告及び公表について)
- ・ 10/17(金) …… 当協会役員宛消費税無申告の指摘に係る報告
- ・ 10/24(金) …… 報道機関公表
- ・ 10/31(金) …… 理事長対応協議(作業進捗見込、理事会及び評議員会開催について)
- ・ 11/ 7(金) …… 役員宛進捗状況の報告、理事会及び評議員会開催の日程調整依頼
- ・ 12/ 5(金) …… 全理事及び監事から書面決議に係る同意及び確認
- ・ 12/19(金) …… 全評議員から書面決議に係る同意
- ・ 12/22(月) …… 資金調達手続き（地方債の部分売却）、役員宛状況報告
- ・ 12/26(金) …… 消費税納税。業務後に会計事務所経由で H16.10/27 付にて消費税簡易課税制度選択届出書が提出済の連絡を受ける
- ・ 01/05(月) …… 税務署にて届出書閲覧及び R3 修正申告、R4～6 更生請求
- ・ 01/06(火) …… 長野税務署へ本税更生に係る延滞税及び加算税算定の依頼
- ・ 01/29(木) …… 長野税務署から送付の納付書による未申告加算税納付
- ・ 2/12(木) …… 一連の対応について公表(2/12 監査委員監査結果公表と同日)
- ・ 3/中下旬 …… 消費税簡易課税制度選択届出書に基づく還付を受ける

### 2. 消費税未申告の概要

- ・ 令和元年度から長野県より受託運営している「長野県多文化共生相談センター」について、令和7年度長野県監査委員監査に至るまで公益性の高い非課税事業と誤認、この受託業務が課税売上に当たるとの認識不足が原因。
- ・ なお無申告の対象期間は、消費税の算出は2事業年度前（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えるか否かで判断。
- ・ 税理士から相談センター受託業務以前（平成29、30年度）の事業収入は1,000万円に満たず申告の対象外との判断により、対象期間は令和3年度から令和6年度の4年間とした。

### 3. 納税すべき消費税額等について

- ・ 当初、通常算定に基づく消費税額等（消費税+延滞税+無申告加算税）を納税  
納税総額 5,768,900 円…①
- ・ 本税納税後に「消費税課税制度選択届出書」の提出済が明らかになったことから、これに基づく修正申告及び更生請求を行う。  
簡易課税制度選択による納税総額 3,702,600 円…②

※①－②＝修正申告及び更生請求による還付額 2,066,300 円



## 職務執行状況について

定款第 22 条第 5 項の規定により、理事長及び常務理事の職務執行状況を次のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 1 1 日提出

公益財団法人 長野県国際化協会

理事長 久保田敏之

### 1. 理事長の職務執行状況（令和 7 年度総括）

- ( 1 ) 令和 7 年 4 月 1 日 理事候補者の選任に係る理事会の決議の省略に係る提案
- ( 2 ) 令和 7 年 4 月 10 日 理事選任に係る評議員会の決議の省略に係る提案
- ( 3 ) 令和 7 年 4 月 17 日 阿部長野県知事表敬訪問
- ( 4 ) 令和 7 年 5 月 20 日 令和 7 年度第 1 回理事会
- ( 5 ) 令和 7 年 6 月 6 日 第 1 回長野県外国人政策検討懇談会出席
- ( 6 ) 令和 7 年 6 月 16 日 令和 7 年度定時評議員会
- ( 7 ) 令和 7 年 10 月 15 日 連合長野様 寄付金受領、消費税未納に係る打合せ
- ( 8 ) 令和 7 年 10 月 27 日 第 2 回長野県外国人政策検討懇談会
- ( 9 ) 令和 7 年 10 月 31 日 消費税未納に係る打合せ
- ( 10 ) 令和 7 年 11 月 13 日 JICA 海外協力隊発足 60 周年記念式典出席
- ( 11 ) 令和 8 年 1 月 16 日 長野県信金協会様 寄付金受領
- ( 12 ) 令和 8 年 3 月 11 日 令和 7 年度第 2 回理事会

## 2. 常務理事の職務執行状況（令和7年度総括）

- (1) 令和7年 4月 1日 長野県多文化共生相談センターの運営について県より受託
- (2) 令和7年 4月 17日 日本語学習コーディネーター会議出席
- (3) 令和7年 5月 9日 高校進学ガイダンス協力要請
- (4) 令和7年 5月 23日 令和7年度地域国際化協会連絡協議会総会
- (5) 令和7年 5月 28日 令和7年度長野県経営者協会定時総会
- (6) 令和7年 5月 29日 令和7年度長野県総合防災訓練第1回打合せ出席
- (7) 令和7年 6月 29日 松本国際ふるさと祭り「第15回こいこい松本」参加
- (8) 令和7年 7月 5日 進学ガイダンス in ながの松本会場出席
- (9) 令和7年 7月 10日 長野県総合教育センター主催 希望研修参加
- (10) 令和7年 7月 11日 令和7年度多文化共生地域会議出席（山梨県甲府市）
- (11) 令和7年 7月 13日 進学ガイダンス in ながの上田会場出席
- (12) 令和7年 7月 22日 令和7年度第1回地域国際化協会連絡協議会運営幹事会出席
- (13) 令和7年 8月 8日 外国につながる子どもたち支援第1回WG出席
- (14) 令和7年 8月 31日 進学ガイダンス in ながの伊那会場出席
- (15) 令和7年 9月 1日 財政援助団体事務調査受検
- (16) 令和7年 9月 7日 進学ガイダンス in ながの飯田会場出席
- (17) 令和7年 9月 12日 長野県多文化共生相談センター出張相談会参加（諏訪市）
- (18) 令和7年 9月 18日 令和7年度長野県総合防災訓練第2回打合せ出席
- (19) 令和7年 9月 22日 外国につながる子どもたち支援第2回WG出席
- (20) 令和7年 9月 30日 令和7年度 外国人相談対応研修会（中信地区）出席
- (21) 令和7年 10月 3日 令和7年度第1回地域国際化協会連絡協議会課題研究会出席
- (22) 令和7年 10月 5日 あづみの国際DAY2025参加
- (23) 令和7年 10月 7日 日中友好協会創立75周年記念講演会出席
- (24) 令和7年 10月 9日 長野県多文化共生相談センター出張相談会参加（飯田市）
- (25) 令和7年 10月 19日 災害多言語支援センター設置・運営訓練参加（岡谷市）

- (26) 令和7年10月26日 うえだ多文化交流フェスタ 2025 参加
- (27) 令和7年11月 1日 ワールドフェスタ in 長野 2025 参加
- (28) 令和7年11月 5日 長野県監査委員監査受検
- (29) 令和7年11月11日 関東地域国際化協会連絡協議会災害時対応訓練実施(幹事県)
- (30) 令和7年12月 3日 長野県多文化共生相談センター出張相談会参加(佐久市)
- (31) 令和7年12月 6日 八ヶ岳ワールドもちつき祭参加
- (32) 令和7年12月11日 長野県 EU 協会理事会、通常総会出席
- (33) 令和8年 1月 9日 長野県経営者協会新春講演会出席
- (34) 令和8年 1月25日 千曲万博 2026 参加
- (35) 令和8年 2月 3日 令和7年度第2回地域国際化協会連絡協議会課題研究会出席
- (36) 令和8年 2月10日 NagaNet の魅力や活用について考えるグループワーク出席
- (37) 令和8年 2月13日 令和7年度多文化共生担当者合同会議出席
- (38) 令和8年 2月16日 令和7年度地域国際化協会連絡協議会 国との情報交換会出席
- (39) 令和8年 2月18日 令和7年度地域日本語教育体制づくり事業第2回総合調整会議出席
- (40) 令和8年 2月25日 第30回長野県日中友好都市交流会議出席
- (41) 令和8年 2月26日 令和7年度関東地域国際化協会連絡協議会情報交換会実施(幹事県)

報告事項（3）

基本財産の運用状況について（見込）

（単位：円）

区分	年度	基本財産額	運用状況	期間	運用利率 (支払月)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	備考
1	R7	<b>103,828,000</b>	東電 PG15年	3.1.25～ 17.7.13	1.37% (0.9%) (1・7月)	1,370,000				( )利率は 実質利息 ( )金額は 年度末償還分
		額面 100,000,000				(430,000)				
	R8	103,398,000					1,370,000			
		額面 100,000,000				(430,000)				
	R9	102,968,000					1,370,000			
		額面 100,000,000				(430,000)				
R10	102,538,000				1,370,000					
	額面 100,000,000	(430,000)								
R11	102,108,000									
	額面 100,000,000									
2	R5 ～	<b>30,000,000</b> <b>△ 9,000,000</b> <b>21,000,000</b>	地方債 10年	05.07.25 ～ 15.07.25	0.59% (2・8月)	168,150	123,900	123,900	123,900	R7.12.26 部分売却 △9,000
3	R5 ～	<b>100,000,000</b>	東電 PG05年	05.07.13 ～ 10.07.13	0.74% (1・7月)	740,000	740,000	740,000	740,000	
4	R6	<b>67,752,220</b>	コーラ ブル預金 5年	06.09.18 ～ 11.09.18	0.50% (3・9月)	338,760	338,760	339,688	338,760	八十二銀行
5	R7	<b>2,219,780</b>	定期預金 1年更新	07.05.15 ～ 08.05.15	0.025% (3月)	447				八十二銀行
	R8	2,649,780	定期預金 1年更新	08.05.16 ～ 09.05.16			555			
	R9	3,079,780	定期預金 1年更新	09.05.17 ～ 10.05.17				662		
	R10	3,509,780	定期預金 1年更新	09.05.18 ～ 10.05.18					769	
合計		<b>294,800,000</b>				2,617,357	2,573,215	2,574,250	2,573,429	下段金額は 電力債金利 差額償却分 後の実質収入
						2,187,357	2,143,215	2,144,250	2,143,429	

## 第 1 号議案

### 公益充実資金取扱規程の制定について

公益充実資金については、その目的に即した適正な管理及び計画的な充当を行う必要がある。

このため、対象事業、充当方法その他必要な事項を明確にし、内部統制及び説明責任の確保を図るべく、本規程を制定するものである。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人長野県国際化協会（以下「本法人」という。）における公益充実資金の適正な保有、管理及び取崩しを図るため、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 本規程において使用する用語の定義は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）及び同法施行規則（以下「施行規則」という。）の定めるところによる。

(1) 公益充実資金 施行規則第 23 条第 1 項柱書に規定する公益充実資金をいう。

(2) 公益充実活動等 施行規則第 23 条第 1 項第 1 号に規定する公益充実活動等をいう。

##### (基本原則)

第 3 条 公益充実資金の保有、管理及び取崩しは、公益認定法、施行規則、本法人の定款及び関係諸規程に適合して行わなければならない。

#### 第 2 章 公益充実資金の保有及び管理

##### (保有の決定)

第 4 条 本法人が公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、次に掲げる事項を定め、あらかじめ理事会の決議を経なければならない。

(1) 公益充実活動等の内容及び実施予定時期

(2) 積立限度額

- (3) 積立限度額の算定根拠
  - (4) その他法令により定められた事項
- (区分経理)

第5条 公益充実資金は、他の資金と明確に区分して経理処理及び管理を行うものとする。

- 2 公益充実資金は、財産目録、貸借対照表及び附属明細書において区分表示するものとする。

### 第3章 公益充実資金の取崩し

(取崩しの原則)

第6条 公益充実資金の取崩しは、施行規則第23条第2項の規定に従い行うものとする。

- 2 公益充実活動等の実施に伴い支出が生じた場合には、当該支出額に相当する額を取崩すものとする。

- 3 正当な理由なく公益充実活動等を実施しなかった場合には、その事実が生じた日における当該公益充実活動等に係る公益充実資金の額を取崩さなければならない。

(特別の手続)

第7条 公益充実活動等以外の支出に充てるため公益充実資金を取崩す場合は、施行規則第23条第1項第3号の規定に基づき、理事会の決議を経なければならない。

- 2 前項の場合、理事長は、取崩しの必要性及び合理性を示す資料を作成し、理事会に提出しなければならない。

### 第4章 公表及び備置き

(公表)

第8条 本法人は、施行規則第23条第1項第2号の規定に基づき、次に掲げる事項を事業年度終了後遅滞なく公表する。

- (1) 当該事業年度末日における公益充実活動等の内容及び実施予定時期
- (2) 当該事業年度末日における積立限度額及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度末日における公益充実資金の額

(5) 前事業年度末日における法令所定事項

2 公表は、本法人のホームページへの掲載その他適切な方法により行う。

(書類の備置き及び閲覧)

第9条 本法人は、公益認定法第21条第2項第4号及び施行規則第46条第1項第7号の規定に基づき、公益充実資金に関する書類を事業年度終了後3か月以内に主たる事務所に備え置き、5年間、閲覧等に供する。

## 第5章 雑則

(法令改正への対応)

第10条 本規程に引用する法令に改正があった場合は、改正後の規定を適用する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(細則)

第12条 本規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

本規程は、2026年（令和8年）3月11日から施行する。

公益充実資金に係る対象公益充実活動及び充当計画の決定について

1 対象公益充実活動

(1) 長野県多文化共生相談センター受託事業に係る資金繰り安定化

本法人が長野県から受託運営する「長野県多文化共生相談センター」事業は、年間受託額約 18,000 千円のうち約 30% (約 5,400 千円) が翌年度精算払いとなるため、年度末における運転資金の不足が恒常的に生じている。

このため、事業の安定的継続を確保する目的で、3,000 千円を限度額として公益充実資金を積立て、収支不足が生じた場合に取崩すものとする。

(2) 決算経理及び消費税申告等の適正化対応

令和 7 年度長野県監査委員監査において、消費税の無申告 1 件及び経理処理に関する指導事項 2 件の指摘を受けた。

このことから、内部管理体制の強化と再発防止に向けて公認会計士と顧問契約を締結し、過年度決算の修正及び経理体制の整備を進めており、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間における消費税申告業務、決算経理支援、事業報告作成支援に要する経費として、総額 700 千円 (年間約 230 千円) を限度として積立て、各年度に取崩すものとする。

(3) 公益法人会計基準改正への移行準備

令和 7 年 4 月適用の新会計基準への対応として、財務諸表様式及び注記の見直し、会計システム設定更新、内部規程整備等が必要となる。

このことから、令和 8 年度を移行準備期間とし、令和 9 年度予算から新基準へ移行、令和 10 年度決算までの 3 年間の対応経費として、総額 700 千円 (年間約 240 千円) を限度として積立て、各年度に取崩すものとする。

2 公益充実資金の原資

令和 7 年度における基本財産の一部処分に伴う除外額 2,200 千円及び当該年度収支差額をもって充当する。

# 公益財団法人長野県国際化協会

## 令和8年度事業計画書（案）

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

長野県多文化共生推進指針 2020 に沿って、多文化共生、国際理解、国際交流に関する様々な諸活動を支援し、外国人県民等の地域生活の安定やネットワーク形成づくり、地域活力に資するための人材育成に努めます。

（公財）長野県国際化協会のビジョンを明確に発信・共有することにより、行政・関係団体等とのネットワーク構築強化を図り、連携・協働に努めます。

### （公財）長野県国際化協会が掲げるビジョン

「個性や違いを認め合い、豊かに成長し、発展し続ける多文化共生社会」

#### ミッション

県民一人ひとりが「いつでも、どこでも、誰とでも、お互いに尊重し合う心をもって共存できる関係作り」を図るため次の5つの視点から取組みます。

#### 1. 理解尊重

一人ひとりの違いを認め尊重し合う機運醸成に努めます。

#### 2. 意思疎通（コミュニケーション支援）

互いの理解尊重を図るためのコミュニケーション、相談対応の充実を図ります。

#### 3. 多文化共生教育

従来からの外国籍児童生徒等の支援に加え、多文化共生教育の試行を促します。

#### 4. 文化交流

行政、民間団体等が行う多彩な交流促進事業に協賛・参加します。

#### 5. 地域連携（地域コミュニティの活性化）

地域住民の協力と参加による国際交流、多文化共生に向けた諸活動を支援します。

## 2. 具体的施策

### (1) 教育

県指針の施策目標「学びとコミュニケーションによる地域づくり」に向けて、次のとおり取組みます。

#### ①外国籍児童生徒等の日本語教育の充実

・平成 27 年度から取り組んできた外国籍児童就学支援事業（通称サンタ・プロジェクト）は、趣旨にご賛同いただく多くのご支援者及び募金ご協力者、そして県負担金により運営し現在に至っています。

従来からの外国籍及び外国籍由来の児童生徒等に加え、今後更なる外国人材の増加等に伴う家族帯同など対象者の増加が見込まれる中で、引続き日本語教室の設置・運営、進学支援等の取組みに努めます。

また、令和 5 年度から 5 名体制でサポートする日本語学習教育コーディネート事業については、これまでの取組状況の周知宣伝を図ると共に県教育委員会「外国人児童生徒指導研修事業」との連携強化を図り、事業の効率的運営に努めます。

#### ※サンタ・プロジェクト

- I 外国籍児童就学支援活動への助成（日本語教室の設置・運営等助成）
- II 外国籍児童生徒等進学ガイダンスへの助成
- III 外国籍児童生徒等日本語学習コーディネート事業

#### ②地域における日本語教育の充実

・県が取組む地域日本語教育の体制づくり事業（文化庁：地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）の取組みを支援し、地域日本語教育コーディネーター及び日本語教育人材との連携強化を図りながら、各地域における日本語教育の環境づくり推進を支援します。

#### ③「やさしい日本語」の普及

・外国人県民の増加及び国籍の多様化を背景に、多言語による翻訳・通訳と共に難しい言葉の言い換えなどによる判り易い日本語による情報発信の必要性が認識され、国、地方公共団体を始め民間企業等への普及を促していますが、定着には至っていない現状にあります。

外国人県民と日本人との交流促進、外国人観光客とのコミュニケーション、災害時の支援など需要の高まりを踏まえ普及拡大に努めます。

#### ④多文化共生教育への取組み

- ・ 限りある予算及び人的配置等の効率的運用に努めると共に、多様性を認め共に学び合う場となるインクルーシブ教育の視点に着目し、教育関係部局との連携強化を図りながら独立行政法人国際協力機構（JICA）との協働によるモデル的な取組の試行に努めます。

## （2）産業

県指針の施策目標「誰もが暮らしやすい地域づくり」労働環境の整備に向けて、次のとおり取組みます。

### ①就労のための日本語学習の支援

- ・ 少子高齢化の加速により、今後更なる外国人材による地域産業の活性化が求められる一方で、日本語学習のインセンティブが課題となっています。

日本語学習は、雇用における指示系統といった現場管理のみではなく、外国人県民が地域社会の一員として良好なコミュニケーションを図るうえで、多文化共生社会を構築する大切なツールでなければなりません。

外国人材の活用を積極的に図る関係機関、企業等との連携強化に取組みます。

### ②職場内共生、就労環境整備

- ・ 国県等の関係機関との連携強化を図りながら、経済団体、企業等との情報交換や多言語及びやさしい日本語による相談対応等に努めます。
- ・ 外国人材の更なる活用が見込まれる中で、就労しやすい環境の整備と共に就業機会等の提供に向けて、外国人在留支援センターや外国人技能実習機構をはじめ、登録支援機関、監理団体等といったネットワークを持つ関係機関との情報連携に努めます。

### ③労働・雇用に関する相談体制の充実

- ・ 県からの受託事業による「長野県多文化共生相談センター」の運営により、5か国語母国語相談員及び電話通訳による常設の相談対応と、弁護士会との連携による出張相談等による支援体制の充実に努めます。

### (3) コミュニティ

県指針の施策目標「多様性を活かした持続可能な地域づくり」「誰もが暮らしやすい地域づくり」に向けて、次のとおり取組みます。

#### ①地域住民の自主的・主体的活動の推進

- ・地域における多彩な多文化理解・交流活動を支援するため、国・県・市町村等が開催する多文化共生・国際理解・国際交流等の会合・行事等へ積極的に参加し協働連携に努めます。

#### ②外国人等の活躍・交流活動の推進

- ・留学生等からの就業支援について、企業との出会いの場作りに向けた情報共有及び連携強化等について、大学・日本語学校等との意見交換の機会創出に努めます。
- ・地域で活動している外国人コミュニティとの結び付きを図るため、関係団体等へ働きかけ意見交換の場作りを努めます。

#### ③生活支援

- ・通訳翻訳有償ボランティアによる、外国人県民等への生活支援に係る行政サービスの補完及びコミュニケーション支援に努めます。
- ・有事に備え県及び各自治体が行う防災訓練に合わせた「災害多言語支援センター設置・運営訓練」に参加し、通訳翻訳有償ボランティア登録者と連携した支援体制の強化に努めます。
- ・言葉の違いやニュアンスを伝えにくい医療現場において、安心した医療環境の提供に向けて多言語版の問診票の周知や、通訳翻訳有償ボランティアの利用促進に努めます。
- ・外国人県民等による相談内容も多様化・複雑化する中で、国県等機関への円滑な橋渡しと共に生活由来の相談事例も多く寄せられる中で、県及び市町村社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- ・日本語を解さない家族のお世話をしているヤングケアラー当事者や家族に対して、長野県及び長野県社会福祉協議会との連携強化を図りながら、日常生活を送るために必要な通訳支援に対し一層のサービス向上に努めます。

## 【長野県多文化共生相談センター事業】（県受託事業）

「長野県多文化共生相談センター」を設置し外国人県民等の相談窓口業務を行います。

### 1 事業内容

長野県が設置する「長野県多文化共生相談センター」（場所：長野市もんぜんぷら座）を受託運営し、5か国語の母語相談員を配置するほか電話通訳も含め15か国語以上対応の常設窓口での相談対応や出張相談会等を行います。

外国人県民等が県内のどの地域でも安心して生活できるよう、必要とする情報の提供や多言語及びやさしい日本語による相談対応を行うとともに、県内市町村の相談体制の支援等を行います。

(1) 外国人及び外国人を雇用する事業者等の相談に多言語で応じる窓口の設置

(2) 相談員研修会の実施

(3) 国や市町村、関係機関との連携

- ・国や市町村と連携した情報共有や相談体制の確立
- ・関係機関による連絡会議の実施

(4) 情報発信等

- ・センターサイトの運営・情報更新
- ・窓口周知のための広報活動
- ・市町村窓口に対する相談対応マニュアルの提供
- ・上記目的を達成するための通訳・翻訳業務

(5) その他上記目的を達成するために必要な事業

2 配置人員 5名

3 対応言語 15か国語以上

中国語 ポルトガル語 タガログ語 タイ語 ベトナム語 英語等

4 相談時間

第1、第3水曜日を除く平日及び第1、第3土曜日の午前10時00分から午後6時00分

5 その他

## 第4号議案

公益財団法人長野県国際化協会  
令和8年度収支予算書(案)

I 収入の部 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(単位:千円)

	科 目	令和8年度	前年度 (当初)	増減額	備 考
(1)	基本財産運用収入	2,200	2,200	0	
	・基本財産利息収入	2,200	2,200	0	公共債等・定期預金利息
(2)	特定資産運用収入	1	1	0	
	・特定資産利息収入	1	1	0	定期預金利息
(3)	会費収入	660	660	0	
①	ANPI賛助会費収入	340	340	0	
	・法人会員	280	280	0	
	・個人会員	60	60	0	
②	外国籍児童就学支援事業(サナタ) 賛助会費収入	320	320	0	
	・法人会員	280	280	0	
	・個人会員	40	40	0	
(4)	事業収入	18,856	18,756	100	
①	受託事業収入	18,156	18,156	0	
	・長野県多文化共生相談センター運営事業	18,156	18,156	0	
②	翻訳通訳事業収入	700	600	100	
(5)	補助金等収入	5,715	5,715	0	
①	・長野県補助金等収入	5,665	5,665	0	
	・長野県国際化協会補助金	2,665	2,665	0	
	・外国籍児童就学支援事業負担金	3,000	3,000	0	
②	自治体国際化協会補助金収入	50	50	0	研修旅費等補助
(6)	寄付金収入	1,800	1,800	0	
	・外国籍児童就学支援事業	1,800	1,800	0	サンタ年末募金等
(7)	雑収入	152	152	0	
①	受取利息	2	2	0	普通預金利息
	・長野県国際化協会	1	1	0	
	・外国籍児童就学支援事業	1	1	0	
②	雑収入	150	150	0	JICA共益費等
(8)	特定資産取崩収入	1,770	1	769	
①	外国籍児童就学支援事業	770	1	769	指定正味財産
②	公益充実資金	1,000	0	1,000	
	当 期 収 入 合 計	31,154	29,285	869	
	前 期 繰 越 収 支 差 額	676	5,515	△ 4,839	
	長 野 県 国 際 化 協 会	676	△ 712	1,388	
	外 国 籍 児 童 就 学 支 援 事 業		6,227	△ 6,227	
	収 入 合 計 A	31,830	34,800	△ 3,970	

## II 支出の部

(単位：千円)

科 目	令和8年度	前年度 (当初)	増減額	備 考
(1) 事業費支出				
①受託事業費	16,500	17,600	△ 1,100	
・長野県多文化共生相談センター運営事業	16,500	17,600	△ 1,100	
②情報発信事業費	100	100	0	HP、ANPIニュース発行
③国際交流事業費	300	300	0	
国際理解事業費	0	0	0	関係団体負担金等
留学生交流事業費	0	0	0	
移動領事館事業費	0	0	0	
地域共生コミュニケーター事業費	0	0	0	
関係団体連携事業費	0	0	0	
④翻訳通訳事業費	600	800	△ 200	通訳翻訳有償ボランティア事業
多文化共生関連事業費	0	0	0	
⑤外国籍児童就学支援事業費	5,571	5,000	571	サンタプロジェクト運営経費
・各種助成金交付事業	500	500	0	日本語指導教室等各種助成金
・啓発事業	100	100	0	啓発グッズ、印刷、旅費等
・日本語学習コーディネート事業等	4,500	4,000	500	コーディネート事業等
・その他	471	400	71	消耗品等運営経費
⑥租税公課費	1,500	0	1,500	R7消費税
事業費支出計	24,571	23,800	△ 729	
(2) 管理費支出				
①給料手当	5,000	4,950	50	職員2名
②福利厚生費	1,000	1,000	0	社保料、年金、労保料、検診他
③旅費交通費	150	150	0	
④通信運搬費	150	150	0	通信、郵送、振込手数料等
⑤消耗品費	80	80	0	事務用品等
⑥使用料及び賃借料	300	300	0	庁舎使用料、リース料(コピー機・パソコン)
⑦租税公課	10	10	0	収入印紙代
⑧委託料	10	10	0	
⑨雑費	27	50	△ 23	
管理費支出計	6,727	6,700	27	
(3) 特定資産取得支出	432	431	0	
①有価証券償還金支出	430	430	0	電力債経過利息償還分
②財政調整積立預金取得支出	1	1	0	
③新会計移行準備積立金取得支出	1			
(4) 予備費支出	100	100	0	
当期支出合計 B	31,830	31,031	799	
次期繰越収支差額 (A - B)	0	3,769	△ 3,769	
長野県国際化協会	0	△ 2,580	2,580	
外国籍児童就学支援事業	0	6,349	△ 6,349	指定正味財産として管理
支払合計	31,830	34,800	△ 2,970	

## III 資金調達及び設備投資の見込みについて

予定なし

第 5 号議案

令和 7 年度財政援助団体等の監査の結果に対する措置等について

監査結果の指摘事項等に対する措置内容については以下のとおり。

監査団体名	公益財団法人長野県国際化協会			No. 1
団体所在地	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁			
監査年月日	令和 7 年 11 月 5 日	所管部局	県民文化部	
団体の概要	代表者	理事長 久保田 敏之		
	設立年月日	平成元年 11 月 1 日	資本金等	基本財産 303,800,000 円
	主な事業の内容	1 国際交流の推進に関する事業 2 国際理解の推進に関する事業 3 国際協力の推進に関する事業 4 地域社会における多文化共生の推進に関する事業 5 法人の運営に資するための収益事業		
	令和 6 年度決算状況	収益 28,696,266 円 費用 28,721,772 円	当期正味財産増減額 △25,506 円 当期末正味財産残高 319,457,414 円	
監査対象 (財政援助)	1 出資金 (県出資割合 79.0%) 240,000,000 円 2 補助金 2,806,000 円 (1) 令和 6 年度国際化協会運営費補助金 2,806,000 円 3 負担金 3,000,000 円 (1) 令和 6 年度外国籍児童就学支援事業 (サンタ・プロジェクト) 負担金 3,000,000 円			

監査結果	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>1 消費税の無申告</p> <p>県から受託して実施する「多文化共生相談センター運営事業」について、当協会は、当該取引が非課税であるとの認識の下、消費税申告を行ってきませんでした。</p> <p>しかし、当該事業の受託は、消費税法の課税対象となる取引に該当し、また、協会は、当該事業の受託により基準期間（原則 2 事業年度前）の課税売上高が 1 千万円を超え、令和 3 年度以降課税事業者となったことから、当該事業を含む課税取引について消費税の納税義務が発生しており、無申告であったことは、消費税法の規定に違反していました。</p> <p>上記事案について、協会は令和 3 年度以降の消費税を令和 7 年 12 月に申告納付し是正したところですが、今後同様の事案が生じることのないよう、協会の行う事業に係る消費税の扱いについての的確に判断し、適正に申告納付を行ってください。</p>
------	---

指摘事項 1 に対する措置内容

- ・法令等を遵守のうえ、協会事業における課税売上高の適正把握及び申告納付に努めます。

【指導事項】

- 1 外国籍児童就学支援事業に係る負担金等の財務諸表上の区分誤り  
外国籍児童就学支援事業（サンタ・プロジェクト）に係る負担金・寄付金等について、協会では一般正味財産に計上してきました。しかし、当該負担金・寄付金等は提供者との合意により用途の制約を受けるものであり、本来、指定正味財産（令和6年12月の新たな公益法人会計基準からは「指定純資産」）に計上すべきものですので、会計基準に沿った処理方法に改めてください。

指導事項 1 に対する措置内容

- ・令和7年度決算から、会計基準に基づく経理処理及び財務諸表の作成を改めます。
- 2 満期保有目的の債券に係る取得価額と債券金額との差額の処理誤り  
協会は、満期保有目的の債券について、取得価額が債券金額を上回る場合、その差額について償却原価法により算定した額を每期「基本財産評価損益等」として処理しています。  
しかし、公益法人会計基準では、毎期の「受取利息」として処理すべきものですので、処理方法を改めてください。

指導事項 2 に対する措置内容

- ・令和7年度決算から会計基準に基づく適正処理に改めます。

指摘事項及び指導事項については、令和8年2月に公認会計士と顧問契約を結び、会計処理及び決算諸表等の作成指導を受ける体制を整え、内部管理体制の強化と再発防止に努めてまいります。